



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 A S J  
代表者名 代表取締役会長兼社長 丸山 治昭  
(コード番号：2351 東証マザーズ)  
問合せ先 管理本部長 中島 茂喜  
(Tel:048-259-5111)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の当社第 32 期定時株主総会において承認されることを条件に、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により創設される「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の理由

議決権を有する監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実およびさらなる経営の健全性と透明性の向上を目的とし、監査等委員会設置会社へ移行するものです。

##### (2) 移行の時期

本年 6 月開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

① 平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 9 第 90 号)による改正後の会社法が施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 6 月 23 日 (火)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 6 月 23 日 (火)

以上



【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第5条～第13条 (条文省略)</p> <p>【招集権者及び議長】</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、社長が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>【取締役会の設置】</p> <p>第19条 当社は取締役会を置く。</p> <p>【取締役の員数】</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【取締役の選任方法】</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>【機 関】</p> <p>第5条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="text-align: center;">① 取締役会 ② 監査等委員会 ③ 会計監査人</p> <p>第6条～第14条 (現行どおり)</p> <p>【招集権者及び議長】</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役社長</u>が招集する。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>代表取締役社長</u>が議長となる。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第16条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>【取締役の員数】</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く</u>)は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>2. 当社の<u>監査等委員である取締役</u>(以下「<u>監査等委員</u>」という。)は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>【取締役の選任方法】</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別しなければならない。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u> (新 設)</p> <p>第22条 (条文省略) 【取締役の任期】 第23条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新 設)</p> <p>2. <u>任期満了時に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> (新 設)</p> <p>【取締役会の招集権者及び議長】 第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き社長が招集し、その議長となる。 2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。  (新 設)</p>	<p>4. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> 5. <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>第22条 (現行どおり) 【取締役の任期】 第23条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く</u>)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した、監査等委員の任期の満了する時期とする。</u>  4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>【取締役会の招集権者及び議長】 第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き<u>代表取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 2. <u>代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> 3. <u>前2項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><b>【取締役会の招集手続】</b>            第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><b>【役付取締役】</b>            第26条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>            (新 設)</p> <p><b>【代表取締役】</b>            第27条 社長は、<u>当社を代表し、会社の業務を統轄する。</u>            2. <u>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。</u></p> <p><b>【取締役会の決議】</b>            第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><b>【取締役会の決議の省略】</b>            第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p><b>【取締役会の議事録】</b>            第30条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p><b>【取締役会の招集手続】</b>            第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><b>【代表取締役及び役付取締役】</b>            第26条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって、監査等委員以外の取締役から選任する。</u>            2. <u>取締役会の決議によって、監査等委員以外の取締役から、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><b>【取締役会の決議】</b>            第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><b>【取締役会の決議の省略】</b>            第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><b>【取締役会の議事録】</b>            第29条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。 (新 設)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第31条 (条文省略)</p>	<p><u>【重要な業務執行の決定の委任】</u></p>
<p><u>【取締役の報酬等】</u></p>	<p><u>第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5号各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第32条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p> <p><u>【取締役の報酬等】</u></p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p><u>【取締役の責任免除】</u></p>	<p><u>【取締役の責任免除】</u></p>
<p>第33条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>2. 当社は<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p><u>【監査役及び監査役会の設置】</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>【監査役の数】</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第35条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>【監査役を選任方法】</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第36条 <u>当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><b>【監査役の解任】</b>            第37条 <u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><b>【監査役の任期】</b>            第38条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>            2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><b>【常勤の監査役】</b>            第39条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><b>【監査役会の招集手続】</b>            第40条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><b>【監査役会の決議方法】</b>            第41条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><b>【監査役会の議事録】</b>            第42条 <u>監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><b>【監査役会規程】</b>            第43条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。</u></p>	(削 除)
<p><b>【監査役の報酬等】</b>            第44条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)



現 行 定 款	変 更 案
<p><b>【監査役の責任免除】</b></p> <p>第45条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><b>【監査等委員会の組織】</b></p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</u></p> <p><b>【常勤監査等委員】</b></p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員を若干名選定することができる。</u></p> <p><b>【監査等委員会の招集通知】</b></p> <p>第36条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を招集することができる。</u></p> <p><b>【監査等委員会の決議方法】</b></p> <p>第37条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第46条～第48条 (条文省略) 【会計監査人の報酬等】 第49条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第50条～第51条 (条文省略) 【期末配当金】 第52条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>【中間配当金】 第53条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第54条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>【監査等委員会規程】 第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会によって定める監査等委員会規程による。</p> <p>第 6 章 会計監査人 第39条～第41条 (現行どおり) 【会計監査人の報酬等】 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第44条 (現行どおり) 【剰余金の配当等の決定機関】 第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>【剰余金の配当の基準日】 第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第47条 (現行どおり) 附則 【監査役の実任免除に関する経過措置】 第 1 条 当社は、第32回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以上